

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 19 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01715

研究課題名(和文) 政府間行財政関係を基軸にした住宅政策と住宅保有形態への影響に関する国際比較分析

研究課題名(英文) An international comparative analysis of the influence of intergovernmental administrative and financial relation on housing policy and housing tenure

研究代表者

関口 智 (SEKIGUCHI, Satoshi)

立教大学・経済学部・教授

研究者番号：60409539

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、福祉国家における住宅政策の位置づけを、予算・決算、フロー・ストック両面を把握する現代的な政府間財政関係論に基づいて、再構成することにあつた。異なる福祉国家レジームに位置づけられるアメリカ、ドイツ、スウェーデン、日本の「政府間行財政関係」を座標軸に、一次資料を用いた住宅政策の形成過程、住宅政策を取り巻く財政・金融諸制度(建設補助金、住宅手当、住宅税制、住宅金融等)について比較分析を行い、住宅政策の特徴と住宅保有形態への影響を浮かび上がらせることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、従来の研究では正面から取り上げられることのなかった公共部門内部の重層的關係やフローとストックの連環を意識した住宅政策分析等によって、各国の住宅保有形態の相違が、福祉国家と社会構造の結びつきの差異を表していることを明らかにした。その点で、未開拓の領域に挑む研究と位置付けられる。特に、「政府間財政関係」の研究を軸として、各国の住宅政策が、各国の住宅保有形態の相違に与える影響を、複眼的な視野から動的に分析・解明している。こうした試みは、住宅政策を巡る研究の精緻化・豊富化に寄与すると同時に、住宅政策を外延的な理解に留めた従来の財政学に対する批判的な検討への道を開くものである。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to reconstruct the position of housing policy in the welfare state based on the modern theory of intergovernmental fiscal relations, which grasps both budgets and accounts, and flows and stocks. Using the "intergovernmental fiscal relations" of the U.S., Germany, Sweden, and Japan, which are positioned in different welfare state regimes, as a coordinate axis, we conducted a comparative analysis of the formation process of housing policy using primary data and the fiscal and financial systems surrounding housing policy (construction subsidy, housing allowance, housing tax system, housing finance, etc.). The results revealed the characteristics of housing policy and its impact on housing ownership patterns.

研究分野：財政学、地方財政論、租税論、公会計論

キーワード：政府間関係 住宅政策 住宅手当 福祉国家 住宅金融 住宅税制 非営利組織 公営企業

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究で対象とする住宅政策の特徴は、過去の政策が住宅ストックとして存続し、現在と未来の住宅事情に影響する点にある。バブル期における不動産価格の高騰、サブプライムローンを発端にした金融危機、少子化と住宅市場（空き家）との関係、公営住宅の民営化等、住宅に関連した様々な事象は、須らく過去の政策の帰結でもある。

住宅政策を巡っては、公共政策の複合的領域として、様々な領域で豊富な研究蓄積が存在する。とはいえ、福祉の構成要素としての住宅政策に対する取扱いは外延的なものに留められてきた。Wilensky(1975)は、その重要性を認識しつつも、関連データの未整備や、ハウジングに影響を与える財政・金融などの他の複雑な一連の施策の存在を理由に住宅の分析を除外している。また、政府、家族、市場との相互連環と役割分担を3つの福祉国家レジームとして論じたことで著名な Esping-Andersen(1990)も、やはり正面から住宅を議論していない。

そうした中、住宅を基軸にした社会と国家の連環を鋭く指摘したのが Kemeny(1992,2001)である。彼は、住宅保有形態が地理的条件や経済の発展段階によってのみ規定されるものではなく、様々な社会集団や地域の間で福祉の社会的分業における差異が存在するとし、住宅保有形態・住宅形式と、国家や非営利組織を含む社会構造との関係を分析している。しかし、Kemeny 以後の議論でも、Wilensky が指摘した財政・金融の要素を十分に組み込んだ研究は見られず、住宅政策に対する政府の関与やその範囲をめぐる意見の対立は依然として著しい。

先行研究に不足している住宅政策をめぐる公共部門の政府間の財政・金融関係を分析してきたのが、本研究の責任者と分担者がともに専門領域としてきた財政学である。ただし、問題は、日本における財政・公共経済からの本領域へのアプローチが、高橋誠(1990)、岡田(2016)などの例外的な業績に留まっている点である。

その主な要因は、1)財政学が住宅関連予算のような規模の小さな分野を外延的な扱いに留めてきたこと、2)国の予算規模に意識が集まるあまり、住宅政策で重視されるべき地方政府の果たす役割について不十分な検討に留まったこと、3)重層的な政府間財政関係に関する分析がなされてこなかった結果、住宅政策の決定過程に関する実証分析も希薄となったこと、4)フローとストックの連環に対する意識が希薄であること、の四点に整理できる。

住宅政策は、過去の政策の蓄積が住宅ストックとして存続し、未来の住宅事情に影響する点で、特に四点目のフローとストックを連携した分析が極めて重要となると考えた。

2. 研究の目的

以上のような学術的背景を踏まえた、本研究の核心をなす「問い」は、「従来の福祉国家研究や財政学、社会保障論等で外延的な領域として位置づけられてきた傾向のある住宅こそが、福祉国家と社会構造の結びつきを決定づけており、各国の住宅保有形態の相違が、福祉国家と社会構造の結びつきの差異を表しているのではないか」というものであった。

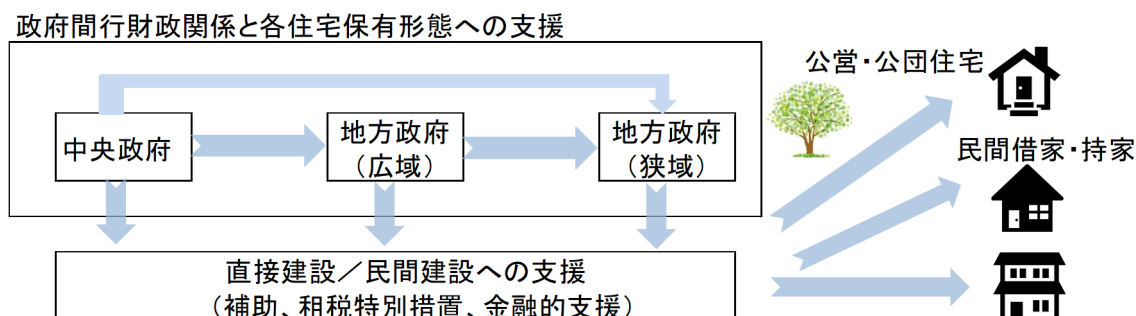
そこで本研究の当面の目的として、福祉国家での住宅政策の位置づけを、「政府間財政関係」や政策形成過程および政策決定過程、フローとストック（住宅資産、住宅債務）の関連、財政と金融関係等に着目し、再構成しようとした。その際、対象国をアメリカ、ドイツ、スウェーデン、日本とし、それらの国々の「住宅保有形態」の相違が、政府、家計、企業の相互作用の中でどのようにもたらされたのかに関し、複眼的、動態的に解明しようとした。

中でも特に、過去のフロー等の政策の蓄積であるストック（住宅資産と住宅債務）の形成と現状に着目し、各国の住宅政策が、各国の住宅保有形態に与える影響を明らかにしようとした。

ストック（住宅資産・住宅債務）にも着目することで、政府部門のフロー（補助金、交付金）で見れば規模も小さく、残余的な位置づけになりがちな住宅政策が、「隠された」あるいは「埋め込まれた」福祉国家の中核部分を構成する重要な要素であるか否か、各国の住宅保有形態の相違が、福祉国家と社会構造の結びつきの差異を表しているか否か等を明らかにしようとしたのである。

3. 研究の方法

(1) 本研究が解明をめざす住宅を巡る政府間行財政関係と住宅保有形態への影響を図式化すれば、以下の通りとなる（矢印は資金 / 措置の流れ）。



第一に、アメリカ、ドイツ、スウェーデン、日本における住宅政策について予算・決算の両面から量的に把握し、その比較を通じて、各国の住宅政策目標とその理由、政策手段の統合的把握を行い、各国の特徴を明らかにしようとした。第二に、住宅をめぐるストックとフローの関係を踏まえた「政府間行財政関係」を把握し、その比較を通じて、各国の決算情報に基づく中央政府の補助金や租税支出、地方政府の歳出や租税支出、さらには政策金融の態様や特徴を明らかにしようとした。第三に、現代の各国における居住空間やコミュニティ、ライフサイクルを踏まえつつ、各国における住宅の「保有形態 - 持ち家/借家(民間賃貸、社会賃貸(公営賃貸))/社宅」の変化、居住年数、世帯構成、所得階層、年齢層、住居費負担水準などの特徴を量的・質的に明らかにしようとした。第四に、一次資料に基づく歴史分析と、現地調査を踏まえ、どのようなアクターが、いかなる利害関係を有し、どのような行財政データに依拠しながら政策決定過程に参加しているかを解明しようとした。第五に、各国の住宅金融や不動産市場の特性を把握し、住宅バブル発生との関連を解明しようとした。

以上によって、各国の住宅保有形態の相違が、福祉国家と社会構造の結びつきの差異を表しているか否か等を明らかにしようとした。

(2)当初の研究計画では、国際比較分析を行うべく、国内での文献調査と海外調査の二本立てとし、2020年度はスウェーデン、2021年度にアメリカ、2022年度はドイツでの現地調査を、複数名で実施することを想定していた。しかし、後述するように、海外現地調査は新型コロナウイルスの蔓延により、実施時期の延期を余儀なくされた。

国内文献調査では、主要雑誌や国内外の住宅関連領域の先行研究を継続的に渉猟すると同時に、住宅政策に関連する基礎的データを整理し、可能な限り時系列で国際比較を定量的に把握する。また、マクロ会計としての各国の国民経済計算を確認しつつ、ミクロ会計としての各国の『予算・決算書』、州・地方住宅供給公社等の『財務報告書』、さらには会計検査院の『年次検査報告』等を用いることで、フローとストックの概要を把握した。その際、現状把握のみならず、時系列で把握し、それぞれの資料・データの共有を心掛ける。その上で、各国の一次資料のうち、入手可能なものについての分析を進めた。

海外調査では、財政学や住宅政策を研究する研究者(社会保障論、公共政策論、都市経済学等)、中央政府や州・地方政府の住宅政策担当者、会計検査院等へのヒアリングを行い、各国の住宅政策の歴史的変遷、理論的変遷、現状の議論等について、国内調査では実施困難な論点の補強及び発掘に努めつつ、各国で取得可能なデータも入手した。

現地でのヒアリング調査は、コロナウィルスの拡大の程度を見ながら研究期間も1年延長したうえで、その実施も繰り延べていた。しかし延長した最終年度に3か国の現地調査の実施はスケジュール上も難しく、また調査費も高騰してきたことから、スウェーデン(ストックホルム)については実施を断念し、最終年の前の年度の2月にWEBヒアリングに切り替えた。最終年度になってはじめて6月にアメリカ(ニューヨーク)、11月にドイツ(ハンブルク)で現地ヒアリング調査を行うことができた。これらの成果を踏まえ、年明け2月に日本(横浜市)への現地ヒアリングを実施した。

4. 研究成果

本研究においては、各国に特有の歴史的文脈と国際比較の観点をふまえて、それぞれの国における住宅政策のありようと改革の実態を分析する作業をすすめた。主な研究成果、国内外における位置づけ、今後の展望を要約すると、以下の通りとなる。

(1)「アメリカ福祉国家財政における住宅政策 - 「隠れた福祉国家」に埋め込まれた非営利組織の住宅資産・債務 - 」『会計検査研究』第64巻、2021年、13～38頁。

持家住宅と賃貸住宅のバランスは、各国の住宅システムの特徴を示す重要な指標とされる。本稿が賃貸住宅に着目するのは、賃貸住宅の所有形態の混在が、各国の経済・政治・社会構造の相違を解明する一つの手掛かりになると考えているからである。

隠れた福祉国家とされるアメリカ政府による賃貸住宅支援の一つの特徴は、連邦政府、州政府、地方政府、「民間支援住宅」供給組織等へと、委任関係が外延化している点にある。現在、「民間支援住宅」の3分の1を、非営利組織が所有している。住宅政策の非営利組織への責任の委任は、特に1980年代以降に活発化したが、それは保守派の「小さな政府」による支出削減等への要求と、リベラル派の「大きな政府」によるアフォーダブル住宅供給増等の要求とを、同時に満たそうとするものでもあった。

ニューヨーク市で低所得層向け賃貸住宅を供給する巨大非営利組織BRCグループの事例では、通常利用される税務申告書(単体)に加え、グループ財務書類を組み合わせること等により、以下の点を明らかにした。第一に、非営利組織による住宅支援は、「公営住宅」とは異なり、政府部門のバランスシートから切り離されているが、フロー(政府補助金や租税支出等)とストック(住宅債務等)の両面で、政府部門の関与が埋め込まれていること、第二に、非営利組織への政府部門の関与は、住宅支援を担当するニューヨーク市の財産税軽減、補助金支援、金融支援だけでなく、連邦政府、ニューヨーク州による財政・金融面での支援も絡む、重層的なものであること、第三に、そのような財政・金融面の支援を背景に、連邦政府、ニューヨーク州、ニューヨーク市が、非営利組織に対して独立監査人による監査を義務付けていること、第四に、非営利

組織が、営利企業によって商品化されている民間賃貸住宅を「脱商品化」し、低所得層の居住の権利（社会権）を保障することで、「公営住宅」の代替機能を果たしていること、第五に、低所得層向け住宅サービスと医療サービスとを連携させていること等である。

本研究は、これまで正面から詳細に分析されることがなかった非営利組織による住宅サービスの提供を福祉国家の枠組みの観点から明らかにし、そのうえで非営利組織の住宅資産と住宅債務というストック面から政府間財政・金融関係の実態を明らかにしている。これらの点は、従来の研究蓄積では必ずしも明らかにできていないものであり、今後の住宅政策研究に一定のインパクトをもたらすものである。今後、本研究と以下で行った他国との比較を通じて、都市住宅政策とフロー・ストック情報の連関、利用について知見を深め、福祉国家における住宅政策の国際比較研究に活用し得る視点になると考えられる。

(2)「ドイツ政府間財政関係を巡る近年の改革に関する一考察：連邦国家ドイツは「集権化」に舵を切ったのか」『下関市立大学論集』第65巻3号、2022年、25～38頁。

本稿は、2000年代のドイツにおける四つの連邦制度改革について跡付けるとともに、これらの改革が先行研究で指摘されるような「集権的」改革なのかについて、改革の文脈、射程、効果を踏まえながら評価を試みたものである。

四つの改革のうち、2006年の第一の改革（立法権限の再編と連邦参議院の縮小）、2017年の第三の改革（水平的財政調整の廃止）については「集権的」とする評価をひとまず妥当としても、第二の改革（起債制限）については、個別のプログラムを見ると、むしろ州への行政権限の委譲も見られ、集権化に向けた改革だとの評価は、規範的に分権的な制度とされてきた水平的財政調整の廃止（第三の改革）の影響を過大に評価したものであり、それ自体が既存研究のバイアスである可能性に注意を喚起した。

さらに、教育政策や社会住宅建設に関する連邦政府の財政援助権限を包括的に拡大する基本改正案は修正され、改革の反対派であった Kretschmann から見ても、インフラ関連に限定されることとの評価を与えられるにとどまっており、先行研究が指摘するほどにドラスティックな改革ではなく、集権化としても漸進的な改革に留まることを指摘した。

個別政策のプログラム化を通じたドイツ連邦制度の再編は、教育、住宅、交通政策以外にも広がる可能性があり、個別政策領域と連邦制全体双方に注目しながら、連邦議会、連邦参議院、州議会の政策決定過程も含め、連邦参議院の影響力の程度を含めたドイツ政府間財政関係の再編の分析に発展させる予定である。

(3)「「老朽化」する公的住宅保障 - 「分断下」における日本の住宅政策の一断面」『生活経済政策』312号、2023年、5～12頁。

本稿は、公的住宅保障についての国際比較を踏まえながら、現在日本の都市住宅保障について、大阪市を事例に、公会計情報を元に検討したものである。2012年と2021年を比較すると、事業用資産（土地、建物）の双方が、負債（地方債）額の減少を超えて大幅に減価していることを指摘するとともに、行政相当分国庫負担金が維持管理費を賄うにすら至っていないなど、住宅資産を維持するために必要な行政投資が十分に行われていない状況を量的データを元に指摘した。また、要介護度の高い要介護者への福祉施設整備の不十分さが、低要介護度を対象とする住宅サービスであるサービスつき高齢者住宅への高要介護者の入居を招いている状況についても併せて叙述し、都市部における、福祉的需要も含めた住宅ニーズと供給のミスマッチ状況について指摘した。

本研究は、国際比較を踏まえながら、「資産として足りている」と主張されることもある日本の公的住宅が、資産上は老朽化していること、需要の高い地域への供給が必ずしも足りているわけではないことを改めて指摘したものである。本研究は大阪市を事例にしたものであり、その後の研究で横浜市について調査を行っているように、今後、国内の住宅に関する公会計情報の都市間比較へ発展し、これを基礎とすることで、国際比較の精緻化に繋がると考えられる。

(4)「アメリカの住宅保障と政府間財政関係 - なぜ公営住宅の供給が少ないのか？」『生活経済政策』312号、2023年、13～24頁。

本稿では、アメリカの公的賃貸住宅の特徴は、「公営住宅」の比率が低く、「民間所有支援住宅」の比率が高い点にある。このような特徴を有するアメリカの公的賃貸住宅の制度的・歴史的背景やその実態はどのようなものかを明らかにした。

前半では、公的賃貸住宅の提供主体である「公営企業」の層が薄い中、「公営企業」と「民間営利企業」の中間領域にある「非営利組織」を利用している現状を把握したうえで、その歴史的・制度的背景を明らかにした。

後半では、アメリカにおける低所得層向け住宅政策が、フローとストックの両面で、非営利組織に埋め込まれていることを明らかにした。国家による委託・受託を重ねた累積として、低所得者向け賃貸住宅の資産・債務が、連邦政府、州政府、地方政府による「公営住宅」としてでなく、「民間所有支援住宅」として非営利組織に埋め込まれている姿である。

本研究では、前半でアメリカの住宅政策において非営利組織を利用している社会的・経済的背

景を歴史的な文脈の観点から明らかにし、そのような文脈を踏まえたうえで、ニューヨーク市の実際の非営利組織の財務書類を用いて、フロー面からのみならず、住宅資産と住宅債務というストック面からも、正面から政府間財政・金融関係の実態を具体的に明らかにしている点で、先駆的業績といえる。今後は前半と後半の接続を充実させることで、より一層アメリカの住宅政策の姿を立体的に明らかにすることができるものと期待される。

(5) 「ハンブルクにおける住宅政策上の挑戦と課題 - 住宅政策の残余化と分権化に対抗する動きに着目して」『生活経済政策』312号、2023年、15～29頁。

本稿では、現代ドイツにおける都市住宅政策の変容について、自由ハンザ都市ハンブルク(FHH)を主たる対象として分析を試みたものである。まず、ドイツにおける各州の社会住宅のストックは、2012年の153万8742戸から、2020年には112万8875戸へと減少しており、住宅総数に占める割合はわずかに2.69%に過ぎない。社会住宅数の減少はFHHも同様である。一方、FHHは、2018年の80300戸を底として、社会住宅戸数が上昇に転じている数少ない州である。その理由として、FHHでは、新規建設の割り当てを、持家、自由市場賃貸住宅、社会賃貸住宅をそれぞれ1/3ずつとするDrittelmixと呼ばれる政策が採用され、かつ、新規建設戸数を当初の6000戸から10000戸へと引き上げている。社会住宅1/3の目標は必ずしも達成されたとはいえないものの、他州と桑畑ストックの上昇に繋がったと考えられる。その一方、社会住宅への入居資格を有する世帯数と社会住宅数の極端なギャップ(第一・第二助成世帯約41.3万戸に対し、助成住宅は約8.2万戸程度)の解消には程遠く、コロナ禍やウクライナ危機後の物価上昇は住宅建設コストを、ECBによる利上げを一因とした金利の上昇は資金調達コストを引き上げ、今後の建設に暗雲が立ち込めていることを指摘するとともに、アフォーダブルの住宅需要の充足のために、州・連邦の協調なしには困難と考えることを論じた。

本稿は、先行研究が豊富とは言えないドイツ都市住宅政策、中でもハンブルクに関する定量的な研究であるとともに、現代のドイツにおける連邦制度改革、政府間財政関係との関連や日本との対比も論じており先駆的な研究である。人口減少、高齢化、経済の不安定化、中間層の減少、社会的不平等の拡大や結婚と世帯形成の減少などを背景として、住まいの「梯子」が揺らぐ中、日本を含む先進国における住宅政策の重要性を鑑みるならば、FHHにおける住宅供給の増大を根拠に、ドイツ住宅政策を州ごとに観察し続けることは重要な研究課題となりえる。

(6) 「スウェーデンの住宅保障 - ノーマライゼーションの理念と課題」『生活経済政策』312号、2023年、30～35頁。

本稿は、スウェーデンの住宅政策の変遷やコミュニティ住宅会社の役割に着目しながら、近年の動向や住宅政策をめぐる議論を検討している。スウェーデンでは1990年代以降に、コミュニティ住宅の「民営化」が進み、コミュニティ住宅会社についても営利目的の経営が求められる中で、すべての人が所得にかかわらず一定の質を備えた住宅が確保できるようにするという目標は十分には達成できていない状況にある。とくにストックホルムを中心とする大都市部では、コミュニティ住宅会社が所有する集合住宅を住宅協同組合に売却する動きがとくに顕著になっており、中心部でのコミュニティ住宅数が減少する中で、移民を含む低所得世帯が中心部から離れた地域のコミュニティ住宅に集中する傾向が見られるようになっている。低所得者向けの社会住宅を設けずに、インクルーシブな住宅供給を実施してきたところにスウェーデンの大きな特徴があるが、コミュニティ住宅が「事実上の社会住宅」として機能しているとも捉えられる現状については、比較研究の観点から重要な論点を提起していると言える。

現在では、コミュニティ住宅会社とコミュニティの社会福祉部門が連携して、低所得世帯や個別の問題を抱える世帯に対する住宅供給を支援する取り組みも進められているため、スウェーデンにおけるノーマライゼーションの理念に基づいた住宅保障に関する制度・政策の変化についてより詳細な分析が今後の課題となる。

(7) 「現代日本における都市住宅政策と公会計情報—横浜市を事例に—」『桃山学院大学総合研究所ディスカッションペーパー』23号、2024年、1～20頁。

本稿は、日本における公会計改革の進展が、都市における住宅政策にどのように活用されているかについて、市営住宅等において住宅セグメント会計に類似した情報を開示している横浜市を事例に予備的に分析を施したものである。分析の結果、固定資産台帳の整備を反映し、開示されている行政コスト計算書に対応したバランスシートは行政内部で作成していること、行政コスト計算書上の「純収益」は、施設寿命の長寿化に伴う減価償却費の減少によるものも含まれることなどを指摘した。さらに、これまで事業別コスト計算書で断片的に開示されてきた、市営住宅以外の住宅セグメント全体の開示がアカウンタビリティの観点から望ましいことを示唆した。

本研究は、予備的な研究であるが、公会計改革から生成される公会計情報の活用状況について、これまでほとんど研究がなされなかった大都市住宅政策に関する行政内の利用状況を行政情報、ヒアリング情報に基づき調査したものであり、先駆的な業績となる。今後、他都市との比較や、本研究で行った海外都市との比較を通じて、都市住宅政策と公会計情報の連関、利用について知見を深め、最終的には政策への応用に活用し得るものになると考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 木村佳弘	4. 巻 第23号
2. 論文標題 現代日本における都市住宅政策と公会計情報 横浜市を事例に	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 桃山学院大学総合研究所ディスカッションペーパー	6. 最初と最後の頁 1~20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 木村佳弘	4. 巻 312号
2. 論文標題 「老朽化」する公的住宅保障 - 「分断下」における日本の住宅政策の一断面	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『生活経済政策』	6. 最初と最後の頁 5~12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 関口 智	4. 巻 312号
2. 論文標題 アメリカの住宅保障と政府間財政関係 - なぜ公営住宅の供給が少ないのか？	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『生活経済政策』	6. 最初と最後の頁 13~24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 嶋田崇治	4. 巻 312号
2. 論文標題 ハンプルクにおける住宅政策上の挑戦と課題 - 住宅政策の残余化と分権化に対抗する動きに着目して	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『生活経済政策』	6. 最初と最後の頁 25~29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊集守直	4. 巻 312号
2. 論文標題 スウェーデンの住宅保障－ノーマライゼーションの理念と課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『生活経済政策』	6. 最初と最後の頁 30～35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 関口 智	4. 巻 61巻11号
2. 論文標題 デジタル経済下のアメリカ州法人税と州売上税：なぜ合算課税と売上高を重視する定式配賦率を採用する州が多くなったのか?	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『地方財政』	6. 最初と最後の頁 4～19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 関口 智	4. 巻 64
2. 論文標題 アメリカ福祉国家財政における住宅政策 - 「隠れた福祉国家」に埋め込まれた非営利組織の住宅資産・債務 -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 会計検査研究	6. 最初と最後の頁 13～38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.51016/kaikeikensa.64.0_13	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 嶋田 崇治	4. 巻 65巻3号
2. 論文標題 ドイツ政府間財政関係を巡る近年の改革に関する一考察：連邦国家ドイツは「集権化」に舵を切ったのか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 下関市立大学論集	6. 最初と最後の頁 25～38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 関口 智	4. 巻 第78巻5号
2. 論文標題 住宅税制と租税体系	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『税』	6. 最初と最後の頁 2-3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 関口 智	4. 巻 第59巻8号
2. 論文標題 アメリカにおける賃貸住宅の支援財源不足とメディケイド	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『地方財政』	6. 最初と最後の頁 4-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 関口 智	4. 巻 第72巻 1号
2. 論文標題 住宅税制の理論的展開とその限界：ミード報告からマーリーズ・レビューへ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『地方税』	6. 最初と最後の頁 2-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村 佳弘	4. 巻 第15号
2. 論文標題 現代日本のミクロ公会計情報における予算会計とGAAP会計の間－神奈川県住宅費を事例に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 桃山学院大学総合研究所ディスカッションペーパー	6. 最初と最後の頁 1-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 嶋田 崇治
2. 発表標題 ドイツ社会国家に埋め込まれた住宅資産・債務に係る一考察 自由ハンザ都市ハンブルクの住宅形態・住宅政策とその資金調達
3. 学会等名 日本地方財政学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 伊集守直
2. 発表標題 社会構造変化における教育政策をめぐる地方財政：日本と北欧
3. 学会等名 日本地方財政学会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 関口 智
2. 発表標題 アメリカの初等中等教育における政府間財政関係 - ニューヨーク州を中心に
3. 学会等名 日本地方財政学会
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	木村 佳弘 (Kimura Yoshihiro) (50559812)	桃山学院大学・経済学部・准教授 (34426)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	伊集 守直 (Iju Morinao) (30468235)	横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・教授 (12701)	
研究分担者	嶋田 崇治 (Shimada Takaharu) (80770354)	下関市立大学・経済学部・准教授 (25501)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関